

認定特定非営利活動法人

いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

ニュースレター

第32号

発行日 2022年4月28日

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール network-i@ams.odn.ne.jp

ホームページ <http://network-i.jp/>

夏の暑さと冬の寒さが同居しているようなこの頃・・・
それでも菜の花・桃・桜など、春をいろどる花々は、ちゃんと咲いて気持ちを明るくしてくれました。

いつ終わるとも、先の見えない新型コロナウイルスですが、今年で3年目になりますね。そろそろ以前の生活に戻りたいところですが、講演会など人が集まる事業は、やりづらいところがあります。早く克服したいものです。

会員の皆様も、笑ったり、運動したり、栄養をしっかりとるなどして免疫力を高めて、ご活躍下さい。

2021年度 事業報告（10月～3月）

10月26日	第5回 理事会・運営委員会
11月4日	筑西保健所「コロナ禍で子ども達を守るために」 12/8～1/14 筑西保健所管内学校・保育園等に動画配信
11月12日	下妻市家庭教育支援スーパーバイザー派遣
11月25日	第6回 理事会・運営委員会
12月5日	シンポジウム「子どもが感じる生きづらさ」
12月22日	第7回 理事会・運営委員会
1月22日	第8回 理事会・運営委員会
2月25日	第9回 理事会・運営委員会
3月25日	第10回 理事会・運営委員会

- オレンジライン（電話相談）毎週 月・水・木（10：00～15：00）
- オレンジサロン（虐待体験者の居場所）毎週第2・3・4木（水戸・つくば）
- 児童養護施設・里親から巣立った若者への食糧支援（月1回）

親権の内容の一環としての懲戒権について

弁護士 坂本博之

わが国の民法の第818条～837条に、親権に関する規定があります。この中の820条～822条が親権の効力に関する規定です。さらにこの中の822条は、親権の効力の一つとして、懲戒権を定めています。内容は、「親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」というものです。

懲戒権は、親が子どもに対する虐待を「しつけ」であるとして正当化する根拠の一つとされてきたと言われており、非常に問題のある規定であると指摘されてきましたが、現在、未だそのまま残っています。

一方、令和元年の法改正(令和2年4月1日施行)によって、児童虐待防止法や児童福祉法が改正され、親権者や児童福祉施設の職員等が、子どもに体罰を行うことが禁止されました。即ち、児童虐待防止法14条1項には、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法……第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」という規定が設けられました。この規定は、親権者に対するものです。また、児童福祉法33条2項は、「児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とされ、ただし書が新たに設けられました。この規定は、児童相談所や施設に対するものです。

そして、令和元年の改正の時に、「2年後をめどに民法の懲戒権の規定の見直しをする」ということになっていました。

本年1月、国の法制審議会の専門部会は、この民法の懲戒権の規定を削除し、体罰を禁止する規定を新設する方針を固めた、という報道がなされました。今年の通常国会で、民法上の懲戒権の規定が廃止になる可能性が高くなりました。

ところで、子どもに関わる法律の規定は、民法ではなく、児童福祉法や児童虐待防止法など、別の法律に重要なことが書いてあることがしばしばあり、非常に分かりにくい法体制になっていると言わなければなりません。将来的には、幾つもの法律に分散して書かれていることをまとめて、国民の誰が見ても分かりやすい規定の仕方に改めるということをする必要があるのではないかと思います。

◀ 定例総会/講演会のご案内 ▶

●5/28(土)13:00～13:30 定例総会を開催いたします。

正会員の方には、同封のハガキで出欠をお知らせ下さい。

また総会終了後、●講演会14:00～15:30『里親ってどんな人?』を
家族法の権威、鈴木博人先生(中央大学)をお迎えして開催します。

*新型コロナウイルス感染拡大防止についても、十分感染予防の対策をとりながら行ないますので、是非ご来場をお待ちしております。

社会的養護経験者（ケアリーバー）の支援について

当法人では、4年前からフードバンク茨城の協力を得て、里親・児童養護施設から巣立った若者への食糧支援を行ってきました。そのきっかけは、里親さんからのひとことでした。アパート暮らしをしている元里子がどうしているのか心配で様子を見に行くと、「何の用？」と言われ、どうやら監視されているように感じたようです。そこで食べ物を土産に訪ねると、とても喜んでくれ、話しが弾んだとのことでした。丁度この頃フードバンク茨城から、ネットワークあいの役に立つことがあれば協力したい。との申し出をいただき、早速「食品等の受領について確認書」を取り交わしました。その後、県内の児童養護施設・里親宛に食糧支援申込みの募集を行いました。当初、ファミリーホーム1ヶ所、オレンジサロン利用者1人でスタートしましたが、現在ではファミリーホーム2ヶ所、里親宅5ヶ所、児童養護施設2ヶ所、対象者は30人になっています。食料配布の頻度は対象者の生活状況により、月1回～年数回など違いはありますが、支援者とのコミュニケーションが続いていくことが大切で、繋がっていることによって困ったことが起きた時に、また重大事態に陥らないうちに、支援者に相談できるということが大切だと思います。世の中には、なぜもっと早く相談しなかったのか、と事件が起きてから言われることが、いくつもあります。しかし、人とのつき合いが少なく、他人との会話、相談に不慣れであったりすると、いざと言う時にどうしていいのかわからなくなるのではないのでしょうか。そのような意味で、親や家族などからの支援が受けられない若者を孤立させず、見守る体制が必要だと思います。

4年間、若者たちに支援していただいている里親・施設職員の方々を通して対象者である若者達の様子を伺ったり、どんな物を必要としているのかを聞いて、要望に添いたいと思っておりますが、本当のところどんな支援を求めているのか、大人の1人よがりになっているところはないか、当事者の意見を聞く必要があるのではないかとスタッフの中で考えるようになりました。そこで「生活協同組合パルシステム茨城・栃木」の助成を頂いて、支援者の方々に、対象の若者たちにインタビューをお願いしました。その中5人の若者の意見を、3人の支援者の方に2021年12月5日のシンポジウム「子どもが感じる生きづらさ」で発表していただきました。コロナ禍の中で多くの方に参加していただくことができなかったので、冊子にまとめ、会員の皆様に読んでいただきたいと考えています。そして、将来ある若者達を応援していただければ幸いです。

ネットワークあい事務局長 仲根泰子

2022 年度会費納入のお願い

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度(2022 年度)会費を納入いただけますようお願いいたします。なお、既に納入頂いた会員様には心より感謝し、お礼を申し上げます。

* ATM 払込取扱票を利用してお振込みをされる場合、名前等の記入をお忘れなくお願いします。

《ゆうちょ銀行》 (払込取扱票)

口座番号 00130-3-600272

口座名 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

— 会員募集中 —

- ◆正会員 5,000 円/年
・正会員の方は、総会に出席し、決議権があります。
- ◆賛助会員 3,000 円/年
・賛助会員会費は、寄付金扱いとなり、所得控除が受けられます。

●寄付のお願いです

◆子供服..(幼児 2 才~6 才程度)

・未使用もしくは、美品で寄付をして頂ける品物があれば連絡をお願いします。

●ボランティア募集

・あなたの空き時間(月・水・木 10:00~15:00)を提供していただけませんか..

“NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい”の
事業活動運営に、ご協力をお願いします。

☎029-309-7690

